

議案第26号

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
について

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり提出する。

令和7年11月28日 提 出
木 曾 広 域 連 合 長 向 井 裕 明

令和7年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 永 井 嘉 男

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年木曾広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
(給与の額) 第3条 副管理者の給料の月額は、555,000円とする。 2 副管理者の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、木曾広域連合職員の給与に関する条例第40条第1項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 3 (略)	(給与の額) 第3条 副管理者の給料の月額は、555,000円とする。 2 副管理者の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、木曾広域連合職員の給与に関する条例第40条第1項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。 3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号 木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

令和7年8月7日付人事院勧告に基づく一般職員の賞与引上げに準じ、特別職の期末手当の改定を行うもの。

2 改正内容

期末手当の支給割合を年間で0.05月分引上げ、6月と12月にそれぞれ振り分けて支給する。

3 施行期日

令和8年4月1日